

港区保健福祉センターにおける子育て支援強化事業補助職員 (会計年度任用職員) 募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

港区役所保健福祉課において、総合的に子育て支援を強化し児童虐待の早期発見・未然防止を図るための諸業務ならびに、保育所・幼稚園の児童虐待対応力向上に向けた連携強化業務の補助的業務を行う。

- (1) 保育施設等との連携強化事業実施に必要となる諸業務
(各施設における児童虐待対応状況調査の整理など)
- (2) 保育所・幼稚園等との連絡調整
- (3) 区役所内関係部署との連絡調整
- (4) 子育て支援室業務に関すること

3 応募資格

区の福祉施策の推進に意欲のある者で、次に該当する者

- (1) パソコン（ワード、エクセル等）の操作ができる者
- (2) 地方公務員法第16条各号に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※日本国籍を有しない方も受験できます。

ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績等に応じて再度任用される場合があります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

- 午前9時00分～午後5時15分（休憩時間45分含む）又は、
午前9時15分～午後5時30分（休憩時間45分含む）
週4日（月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間）

(2) 休日

土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、
月曜日～金曜日のうち所属から指定された曜日

(3) 勤務場所

〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25

大阪市港区役所保健福祉課（子育て支援）

(4) 報酬

報酬（月額）	176,436円～196,620円
期末手当（6月、12月に支給）	642,887円～716,432円（6月、12月の合計額）
年収見込	2,760,119円～3,075,872円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当が支給されます。

上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none">・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none">・生理休暇・妊娠障害休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇・育児参加休暇・育児時間休暇・<u>子の看護休暇※1</u>・<u>短期介護休暇※1</u>・ドナー休暇 <p>(※1) 別途取得要件あり</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 筆記試験

以下のテーマについて、採用申込書等の書類とともに、申込期間内に提出してください。

ア. テーマ

「最近報道された児童虐待に関する事件のなかであなたの関心をひいたものあげて、その理由と課題について説明してください。」

イ. 字数

400字以上800字以下（様式指定）

(2) 口述（面接）試験

個別面接を実施します。

※合格者の決定は、筆記試験、口述（面接）試験を総合的に判定し決定します（合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は不合格となります）。

7 選考日時及び選考会場

日 時：令和8年2月6日（金曜日）

場 所：港区役所内 会議室

※詳細な時間・場所については、「受験案内」により通知します。

8 申込方法

(1) 受付期間

令和8年1月29日（木曜日）まで

[持参の場合：上記期間の午前9時から午後5時30分まで（土、日曜日、祝日を除く）]

[郵送の場合：令和8年1月29日（木曜日）必着（当日消印ではなく必着です）]

(2) 提出書類

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

ア. 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

イ. 港区役所会計年度任用職員選考試験（レポート解答様式） 1通

※レポート解答様式は本市所定の様式に限ります。

ウ. 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

エ. 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。切手の提出がない場合は、受験案内の送付をしませんので、必ず提出してください。

（3）提出先

〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25（港区役所3階）

大阪市港区役所保健福祉課（子育て支援）

※封筒の表に『子育て支援強化事業補助職員採用申込書 在中』と朱書きで明記してください。

（4）受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、受験案内により受験者本人あて通知します。

令和8年2月4日（水曜日）午前中までに受験案内が届かない場合には速やかに大阪市港区役所保健福祉課（子育て支援）まで、必ずご連絡ください。

（5）合否の発表

試験結果については、受験者本人あてに書面で通知します。受験者本人以外にはお知らせできません。なお、試験結果については、合否に関わらず受験者全員に通知します。

9 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却いたしません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ・試験当日は、受験案内に同封の受験票を必ず持参してください。なお集合時間に遅刻した場合は、受験できません。

10 問合わせ先

大阪市港区役所保健福祉課（子育て支援）

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号 港区役所3階32番窓口

電話（06）6576-9856 FAX（06）6572-9514

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと